

## 法定外の労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられました。

これに伴い、令和6年4月以降に公告する案件より、次のとおり吉野川市が発注する工事において法定外の労災保険の付保を要件化することになりましたのでお知らせします。

### 【法定外の労災保険とは】

業務上又は通勤途上の災害を被った場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

#### 1 対象工事

- (1) 土木工事標準積算基準書を適用する工事
- (2) 公共建築工事積算基準等資料を適用する建築工事（電気設備工事、機械設備工事を含む）等

※原則、電子入札システムで開札する工事案件は全て対象となる予定です。

#### 2 設計図書（特記仕様書）への明示

対象工事の設計図書（特記仕様書等）には、法定外の労災保険の付保について明示します。

#### 3 確認資料の提出について

工事の着手前までに確認書類（証券の写し等）を監督職員へ提出してください。

なお、保険契約に定める保険金額の多寡や等級、特約の有無等の契約内容は問わず、原則、保険契約の事実のみを求めることとします。

（公財）建設業福祉共済団の建設共済保険のほか、建設業者団体が行う共済制度、民間保険会社が提供する保険等、保険の種類は問いません。

〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

吉野川市役所 建設部監理課 契約係

電話：0883-22-2252

FAX：0883-22-2239

Email:kanri@yoshinogawa.i-tokushima.jp